

東京理科大学における知的財産 専門職大学院 (MIP) の創設

幡野 純*



目 次

1. 知的財産立国への道
2. 「知的財産戦略専攻 (MIP)」の設置とその概要
3. 本専攻の対象者及び養成する人材像
4. カリキュラム体系について
5. トップレベルの多彩な教授陣
6. 最後に

.....

1. 知的財産立国への道

国の豊かさや産業や企業の競争力にとって、知識・アイデアなどの知的資産が重要であることに、今日、異論を唱える方はいないと思います。知的資産は、アイデア、ノウハウ、さらには顧客の信用力などさまざまな形で認識されますが、これらがおしなべて付加価値を生み出す上で主要な役割を担っています。

その中でも、法的保護が得られる知的財産権あるいは知的財産は、その実体が明示的に把握され、また法律上の保護基盤が確立していることから、それを保有する企業や社会にとって知的資産の中での中心的な位置づけとして認識されています。

1990年代から今日まで、日本は長い経済的停滞を経験し、その間、欧米先進各国との間で相対的に競争力が低下し、中国をはじめとする台頭著しいアジア各国との競争に直面することで、日本のとるべき産業形成の方向性とその国際的競争力に対して、強い懸念がもたれるようになりました。

こうした中、知的財産を中心とした知的資産を戦略的に活用することが、国の産業や企業の国際競争力の回復にとって必須であると認識されるに至りました。日本が、世界的レベルで進展する経済の高度情報化・知識集約化において、トップグループに居続けるためには、優れた知的財産を有効かつ戦略的に創造し、活用していくことが必須と考えられています。知的財産の戦略的保護・活用に向けた取り組みを決意した小泉首相の第154回国会本会議所信表明演説、知的財産戦略大綱の決定、知的財産基本法の制定等、2002年以降

における政府の各種取り組みは、こうした社会背景を反映したものであったと考えられます。

2002年7月に知的財産戦略会議が策定した「知的財産戦略大綱」では、「知的財産立国」の実現が提起されました。「知的財産立国」とは、発明・創作を尊重する国の方向を明確化し、技術、デザイン等価値ある無形資産の創造を産業の基盤に据え、我が国経済・社会の再活性化を図るというビジョンに裏打ちされた国家戦略を意味します。そして、知的財産立国の実現に向けて、知的財産の「創造」、「保護」、「活用」という知的創造サイクルのそれぞれの局面と、これらを支える「人的基盤の充実」の4つの分野において戦略的対応の必要性が指摘されました。また、政府・大学・企業・個人等、あらゆるレベルでの知的創造活動の刺激と、得られた成果の適切な保護と有効活用するための、経済・社会システムを構築することの重要性が確認されました。

また、2003年7月、知的財産戦略本部から発表された「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画（以下、「知財推進計画」という。）」では、知的財産に強く国際競争力のある弁理士・弁護士の充実のため、さらに広く知的財産に携わる専門家を目指す者に対し、実務、ビジネス、知的財産政策等、総合的な教育を施し、知的財産に強い専門家を育成するために、知的財産専門職大学院を設置することの重要性が示されました。併せて、そのための大学の自主的な取り組みを促すべきことが述べられました。

2. 「知的財産戦略専攻 (MIP)」の設置とその概要

東京理科大学（以下「本学」という。）は、こうした国の方針と社会的背景に基づき、2005年4月より本学専門職大学院「総合科学技術経営研究科」の中に、知的財産専門の専攻を設置することとしました。専攻

* 学校法人東京理科大学 常務理事
知的財産専門職大学院担当

の名称は「知的財産戦略専攻(MIP)」(以下「本専攻」という。)です。これまでの本学における理科教育、経営工学(MOT等を含む)教育に関する長年の知識と経験、さらに弁理士を多数輩出し、産業界と密接な連携関係を構築してきた実績は、本学知的財産専門職大学院における教育に対して、有機的な効果を発揮するものと確信しています。特に、知的財産は事業経営と密接に関連を持つことが多いため、現実的な経営の視点に立って課題解決のできる人材養成が必要であり、その意味で理論と実践を融合させた、従来にはない新しいタイプの教育が求められます。

本専攻の特徴を示すと次のようになります。

① 幅広い層に開かれた大学院

本専攻は、知的財産にする具体的な課題認識を実社会の中で持っている社会人、また学部や大学院を卒業・修了して間もない社会人未経験者など、幅広い層の志願者を対象とします。社会人については職域分野を問わず、また文系・理系等の専門分野を問わず対象としています。

② 個人の知識に応じたカリキュラム選択

本専攻への応募を希望する方たちには、持っている知識の内容と水準におのずと違いがあることが想定されます。また、各個人々の将来の就業希望にも違いがあるものと考えられます。そのため、本専攻ではさまざまな人材に対して、それぞれの希望にあった知識と能力を修得できるよう、幅広いカリキュラムを用意しています。その中から各人の目的に添い、かつバランスに富んだ科目を選択することができます。カリキュラムは、知的財産法制度に関する基本的知識を確実に身に付けるとともに、知的財産に関する政策展開や企業における戦略展開の生の姿など、理論と実践の両面をバランスさせて修得できるものとなっています。

③ 実践的なマルチプル・メジャー教育の実施

知的財産という新しい時代を担う新しい資産体系を中心にすえ、法律、経済、経営、自然科学、その他多方面の学際融合的視点から、知的財産に関わる理論と実践を理解します。それによって、現実の社会から求められる知的財産マネジメントについて、優れた能力を持つ人材を養成することを意図しています。

④ 柔軟な時間割による授業の配置

昼夜いずれの時間帯においても同じ内容の講義を準備し、時間的余裕の少ない方にも柔軟性を持って授業時間割の設定が可能となるようにしています。

⑤ 各界トップクラスの人材を擁した指導陣

本専攻では、知的財産法教育における学界の権威をはじめ、民間、行政、法曹界など国内外の実社会において知的財産実務に長けた、わが国最高クラスの人材を指導教官として配置しております。

以下、本専攻の主な特徴について解説します。

3. 本専攻の対象者及び養成する人材像

本専攻では、職域と専門分野を問わず、また社会人か社会人未経験者かを問わず、幅広い層を対象に入れます。

特に社会人としては、企業・研究機関・大学 TLO の知財担当者、弁理士・弁護士、弁理士・弁護士事務所の知財担当者、官公庁職員・法曹従事者、その他 NPO 職員などが具体的な志願者の例として想定されます。また、社会人未経験者としては、学部卒業生、大学院修了者が候補となります。

本専攻を修了した後に携わることになると考えられる知的財産関連業務としては、さまざまなものが挙げられます。例えば、研究開発現場での発明発掘や権利化の業務、特許データなど知財情報の収集・解析といった知財実務から、権利化した知的財産をビジネスの中で戦略的に活用するためのライセンス交渉、新ビジネス展開のための M&A やアライアンス交渉、知的財産関連訴訟、知的財産を評価しその資産価値の最大化実現のための業務、さらにこれらに関するコンサルタント業務まで、その範囲は広範におよびます。こうした業務に、企業など組織の内側から取り組むケースと、また組織の外側からアドバイザーとして参画するケースも考えられます。

そのため、本専攻を修了した人材が将来に希望する進路としても多様な領域が考えられます。例えば、企業における研究開発戦略担当者や知財戦略担当者、さらには知財執行役員(CIPO: Chief IP Officer)、最高技術責任者(CTO: Chief Technology Officer)などを目指すことがあげられます。そのほか、弁理士、知財専門弁護士、知財コンサルタント、知財政策立案者、知財関連の裁判官や裁判所調査官、特許庁の審査官、知財問題に関する大学教員・シンクタンク研究者等が挙げられます。

このような高度な専門職人材がその職責を果たしていくためには、単に知的財産に関わる実務だけではなく、関連する経営・技術・法律等、各領域にまたがる深い教養を国際的視野で身につけることが求められま

す。本専攻では、こうしたニーズに応えられるよう、履修者の多様性を包含し、吸収できる体系的なカリキュラムを準備しています。これが本専攻の大きな特徴です。

4. カリキュラム体系について

本専攻では、多様な人材の多様なニーズに対応できるようカリキュラムを構成し、履修者にも分かりやすく、活用しやすいように体系化しています。

カリキュラムは、「基幹科目」、「発展科目」、「特別科目」と大きく3つの科目分野を用意しました。

①「基幹科目」では、基礎的知識・能力の修得を

②「発展科目」では各履修者の将来希望を展望した科目履修を

③「特別科目」では履修者の異なる既有知識を一定水準に合わせることを意図します。

それぞれの科目分野の概要は次の通りです。

1) 基幹科目

「基幹科目」のうち「民法」、「民事訴訟法」、「知的財産法」の法律科目については、これを必修とし、出願等の実務修得のための演習科目である「知財学特論」については、履修者の希望する技術分野等に応じた選択必修としています。

また本専攻が専門職大学院であるという特性に鑑みて、特に理論と実践の融合を図ることを意図しており、そのために実践面における実務スキルを獲得すると共に、既存スキルのブラッシュアップを図る目的で、履修学生が実際に持つ課題を題材にした実践研究（プロジェクト研究、後記参照）を必修とすることとしています。

また、知的財産・科学・経営にかかる基盤的な認識醸成のための「知財科学概論」や国などの政策展開に関する概論系科目と、「研究開発戦略」や「ブランド戦略」などの知財戦略系科目については、履修者の希望に応じた選択科目としています。

2) 発展科目

発展科目は、履修者が自由に選択でき、履修者自身の将来の志望等に照らして、基幹科目で培った力を現実の社会でより実践的に適用できる能力に転換していく目的で設けられた科目です。発展科目は、「経営系知財科目」と「実践系知財科目」に大きく分けられます。

「経営系知財科目」には、「知財評価」や「知財会計・財務・税務」などの経済系科目、「技術移転・アライア

ンス」や「技術標準化」などの技術戦略系科目、さらに「知財契約・ドラフティング」や「知財ネゴシエーション」などの契約系科目から構成されます。また「実践系知財科目」には、国内外の知財訴訟への対応力を修得するための訴訟系科目、海外各国の知財制度や制度運営上の特性と最新の事情を紹介する海外戦略系科目、さらに米国の知財制度を包括的に修得するための米国法制系科目が準備されています。

3) 特別科目

特別科目では、「経営科目」、「技術科目」及び「国際・法律科目」を選択科目として設け、履修対象者の既有の知識では不足する部分の補充を可能とします。

たとえば、文系の知識を有する履修者が技術に関する知識を得たい場合は、「技術科目」の中から適切な個別科目を履修することができます。本専攻は、今後の科学技術の動向に照らし、重点4分野である「IT・エレクトロニクス」、「環境技術」、「バイオ技術」、「ナノテク・材料技術」といった科目を揃えて、概論から技術の基礎、明細書が読めるレベルの技術修得を意図しています。また、これ以外の技術の修得を希望する場合は、本学の理学研究科・工学研究科、さらに総合科学技術経営専攻(MOT)の科目履修生として、「創薬科学」、「エネルギー」、その他「工学」、「機械・精密機械」、「電気・電子工学」などの基礎技術の修得も可能となっています。

また理系の知識を有する履修者が企業経営に関する知識を得たい場合は、「経営科目」の中から経営に関する各種の個別科目を、さらに国際法などに関する知識を修得するためには「国際・法律科目」中の個別科目を履修することができます。

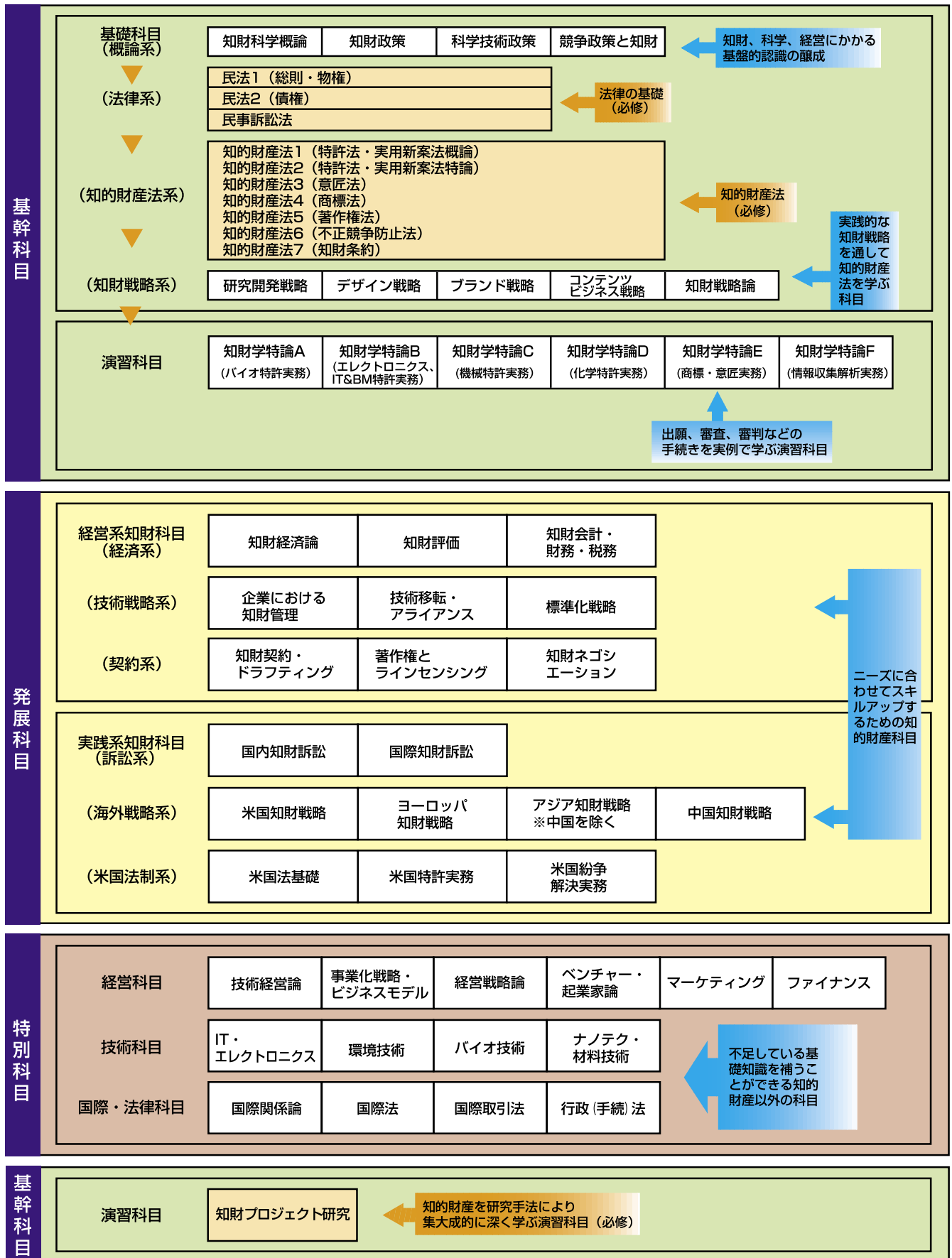
同様に、たとえば独禁法に関する知識を有しない者が「競争政策と知財」科目を選択し、また経済学的知識を有しないものが「知財経済論」を選択するなど、「発展科目」中の科目を併用することでも不足した知識を補うことができます。

こうしたカリキュラム履修を通して、自然科学と社会科学の両面の知識をバランスよく修得することで、知的財産に関わる知識水準の平準化をはかることができます。

4) 知識の集大成化と課題・展望に対応した履修指導

本専攻では、理論的知識をベースとしながら、その上で大局的視点と実践的なスキルを履修対象者それぞれ

カリキュラム体系



れの知識、能力、目標に即して養成することを意図しています。その教育内容を集大成するために、基幹科目の中に「知財プロジェクト研究」を設け、これを必修としています。

この知財プロジェクト研究では、履修者各人が抱えている知的財産の研究課題について、複数の講師陣がさまざまな視点からコーチングし、各人が具体的なソリューションに到達することを目的とします。各履修者は自らの研究テーマの設定、テーマに基づいたデータや先行研究等の調査・分析、それによって導き出される事実の整理と自らの判断を、論理的に文書化し発表します。こうした教育を通じて、知的財産に関する体系的な理解と思考方法を修得し、論理性、思考性、分析性、構想性などの能力を実践的に向上させることができます。

また、先に述べた本専攻のカリキュラムを多面的に活用することで、履修者ごとに異なる進路志望や研究課題に対応した履修指導を行うことができます。たとえば、企業の知財担当幹部を意図する者には、国・地方における「知財政策」や「科学技術政策」などの履修指導をすることで、知的財産に対する大局的な視点に基づいた知識の修得をはかります。また、「研究開発戦略」、「コンテンツ戦略」、さらに「知財戦略」など「基幹科目」中の各戦略科目を活用することで、知的財産を経営的な視点でマネジメントできる資質を養成することができます。

このように、「基幹科目」から「発展科目」、「特別科目」までの各科目を総合的に活用することで、理論と実践をバランスさせつつ、各履修者の進路に適し、かつマルチタスク・メジャーな人材の養成が実現されます。

5. トップレベルの多彩な教授陣

本専攻のもう一つの大きな特徴が、理論と併せて実践面で優れた実績を有する、多彩な人材を教授陣として配置していることです。

本専攻の主任教授として就任が予定されている石田正泰氏は、凸版印刷株式会社における知財法務担当の現職の専務取締役であり、経団連知的財産部会部会長を務めるとともに、大学における教鞭と著書執筆に関して豊富な実績を有しています。知財を武器としたライセンス・ビジネスに精通する実務家であり、「競争政策と知財」さらに「知財契約・ドラフティング」といった科目を、多彩な体験と実例を交えて担当いただきます。

また特許庁審査官、審判官から政策研究大学院大学へ転じた生越由美氏には、「知財政策」、「知的財産法1(特許法, 実用新案法)」を担当していただきます。「知財政策」では、知財立国を目指す政府の意図と具体的な制度改革の方向性、さらにそれに対する産業界、大学、自治体の取り組みについて講義いただきます。

その他、讀賣新聞社・元論説委員・科学ジャーナリストの馬場錬成氏（「科学技術政策」）、知的財産戦略会議有識者メンバー・弁護士の松尾和子氏（「知的財産法2(特許訴訟等)」）、千葉大学名誉教授の満田重昭氏（「知的財産法4(商標法)」）、早稲田大学名誉教授の土井輝生氏（「知的財産法5(著作権法)」）、キヤノン株式会社・元専務取締役の丸島儀一氏（「知財プロジェクト研究」）など、わが国知的財産分野を代表する著名な方々にも専任教員として参画いただきます。

また、本専攻の目玉となる科目の一つとして知財戦略論が挙げられますが、ここでは学外から知財分野で活躍する各界のリーダーを招いて、オムニバス方式での講義を実施します。講師陣として、前日本弁理士会会長の下坂スミ子氏、米国特許弁護士のヘンリー幸田氏、東京大学 TLO (CASTI) 社長の山本貴史氏、株式会社日立製作所作田康夫知的財産権本部長、株式会社リコーの元専務取締役酒井一弘氏、理化学研究所ゲノム科学総合研究センター遺伝子構造・機能研究グループプロジェクトディレクターの林崎良英氏など、多彩な顔ぶれが教壇に立たれます。

6. 最後に

冒頭にも述べましたが、わが国の経済的発展と国際貢献を実現するためには、優れた知的財産の創造とその戦略的活用が欠かせません。そのために必要な人材の養成が、現在、緊急の課題となっています。人材は、あらゆる組織とあらゆる局面で、国を挙げて養成されるべきものでありますが、同時に大学教育がその中心的存在となるべきことは言うまでもありません。

本学の本専攻が、明日のわが国を担うこうした知的財産マネジメントに長けた人材を養成する中核機関として位置づけられるよう、本学一同努力することをお約束し、本専攻に対する各方面からのご支援を、この場をお借りしてお願い申し上げます。

(原稿受領 2004.12.2)